

ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務委託公募型プロポーザルに係る質疑について

	質問内容	回答
1	啓発のリーフレットとチラシは以下のサイト掲載のものです。ありますか。 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/chiiki/carer/c-yc/contents.html	お見込みのとおり。 お示しいただいたURLのサイト（茨城県福祉部福祉政策課の「ケアラー、ヤングケアラー支援」の啓発動画及び啓発リーフレットのホームページ）に掲載されている『【ヤングケアラー向け】リーフレット「支える人を支える社会に」』、『ケアラー・ヤングケアラー啓発チラシ』をご活用ください。
2	リーフレットとチラシのイラストはどのような形式（aiデータなど）で提供いただけるのでしょうか。動かすことが可能なものをご提供いただけるのでしょうか。このイラストを使うとなると、このイラストのみで表現できる動画を作るということでもよろしいのでしょうか。それとも同じテイストの他のイラストもあるのでしょうか。	リーフレットについては、イラストレーター形式（aiデータ）で提供可能です。チラシは、PDF（茨城県福祉部福祉政策課のホームページに掲載しているものと同様）での提供となります。 県作成のヤングケアラー支援啓発に係る電子リーフレットに記載されているイラストを使用する他、ヤングケアラーの存在を強調するもので、「気づき」を与えられるなどの内容を加えても差し支えありません。 ※県から提供できるのは、電子リーフレットのイラストのみとなります。
3	制作期間が入札後3週間しかなく、契約や打ち合わせ、台本のやり取りを含めると編集期間は実質1、2週間ほどしかないかと思います。その中で3回程度校正が入るとのこと。さらに専門家の監修も入るとなると、どのようなスケジュールを想定されているか教えてください。	納品までのスケジュールにつきましては、以下を想定しております。 12月5日：契約 12月5日～12月10日：監修担当の専門家を交えての打ち合わせ、シナリオ案の作成 12月10日～12月17日：動画（第1案）の確認及び修正 12月18日～12月22日：動画（第2案）の確認及び修正 12月23日～12月24日：動画（第3案）の確認及び修正 12月25日：納品
4	監修する専門家は受託者が用意するのでしょうか。	ヤングケアラー支援に関する専門家等については、受託者に確保していただく必要がありますが、専門家の選定については、当県でご相談に応じることが可能です。
5	広告運用について、クリック数等の目標数値の設定はありませんか。	再生回数等の目標数値の設定はありませんが、インターネット上で多くの県民に視聴されるための広告を実施いたしたく存じます。 なお、学校の冬季休業中（概ね12月25日から1月7日まで）を重点的広報期間としたいので、再生回数が多く取れるようご留意願います。